

【千葉県】指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の手続きフロー図

実施時期		手続き等の内容	県	事業所等	市町村
4 か月前	月末まで	①事業所等から市町村への事前相談 (事業相談シート等により相談)		○ → ○	
		②事業所等で事業相談シートの作成		○	
		③事業所等から県へ事業相談シートの提出 (ちば電子申請システムによる)	○ ← ○		
3 か月前	25日まで	④県による事業相談シートの確認 県から事業所等へ補正依頼	○ ↔ ○		
	25日から	⑤事業所等から県へ指定申請等の書類の提出	○ ← ○		
2 か月前	10日まで	⑥県から市町村へ事業所情報を通知	○ → ○		
	月末まで	⑦市町村から県へ指定等に係る意見書の提出	○ ← ○		
		⑧県による指定申請等の確認 県から事業所等へ補正依頼 ⇒ 補正完了	○ ↔ ○		
1 か月前		⑨県における審査 ⇒ 翌月 1 日付けで指定・通知	○ → ○		
事業開始	1日			○	